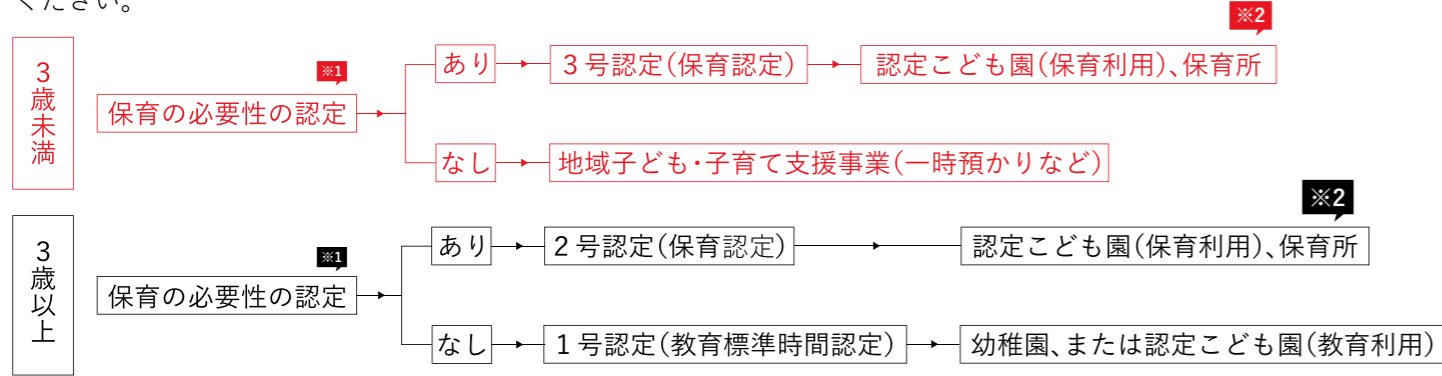


支給区分の認定申請について

施設を利用する際には、『支給区分の認定』を受けるための申請が必要です。なお、支給区分の認定に必要な子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届は、利用申込書と同時に提出してください。



※1 保育の必要性の認定とは  
 父母(保護者)のどちらかが家庭で児童の保育が困難であることを、市が認定することをいいます。認定こども園(保育利用)、または保育所の利用を希望する場合は、申込書類に、「保育の必要性を証明する書類」も含まれます。

※2 認定こども園(保育利用)、保育所の保育時間は、2つに区分されます。  
**1** 保育標準時間(1日最長11時間利用可能)  
 主にフルタイム(1か月当たり約120時間以上)での就労を想定しています。  
**2** 保育短時間(1日最長8時間利用可能)  
 主にパートタイム(1か月当たり約48時間以上)での就労を想定しています。

## 令和2年度 アフタースクールの入所児童を募集

☎こども未来部こども教育課(庁舎4階) 担当:入江幸 ☎43-0546

**対象** ①放課後、保護者や同居の親族が、仕事や病気などの理由で、家庭において保育が困難である児童  
 ②市内小学校、または特別支援学校に在学の1～6年生の児童  
 ※継続入所を希望する場合も、申込みが必要です。

**受付期間** 10月21日(月)～11月5日(火) ※土、日、祝日を除く、平日の8時30分～17時15分  
 ※火曜日のみ19時15分まで受け  
 ※10月27日(日)の8時30分から12時までの間、保険医療課前(市役所1階)に受付窓口を開設します。  
 ※令和2年4月から7月までの間に利用を開始する児童のみ受け付けます。  
 ※夏休み期間以降に利用を開始する児童については、令和2年5月に受け付けます。

**必要書類** ①入所申込書  
 ※こども教育課(庁舎4階)、市内各アフタースクール、市内認定こども園、保育所、市立児童館等、市ホームページにあります。  
 ②勤務証明書など、保育できないことを証明する書類  
 ※令和2年4月1日時点で18歳以上65歳未満の同居者全員分

**申込先** こども教育課(庁舎4階) **申込方法** 持参

※申込者が、定員を超えた場合は、入所できない場合があります。  
 ※受付期間終了後も利用児童の入所申込みを受け付けますが、受付期間中の申込みを優先して利用者を調整します。  
 ※障害がある、または障害があると思われるなど、個別に対応が必要と思われる場合は、事前にこども教育課にご相談ください。  
 ※世帯構成員が、市に納付すべき市税、その他市の債権に係る徴収金や保育料を滞納している場合は、入所できません。

## 認定こども園・保育所の園児を募集

☎こども未来部こども教育課(庁舎4階) 担当:森本紗知 ☎43-0546

令和2年度中の入所を希望される方の申込みを受け付けます。育児休業期間満了等で、年度途中に入所を希望される方も募集期間内にお申し込みください。

保育所・認定こども園の保育利用(2号、3号認定)を希望する場合

**必要書類**

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届
  - ②利用申込書
  - ③保育の必要性を証明する書類(就労証明書、または申立書)
- ※①～③は、こども教育課、市内各認定こども園、保育所、市内児童館等にあります。

**提出先** こども教育課(庁舎4階)

**受付期間** 10月21日(月)～11月5日(火)

※10月27日(日)の8時30分から12時までの間、保険医療課前(市役所1階)に受付窓口を開設します。

認定こども園の教育利用(1号認定)を希望する場合

**必要書類**

- ①子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届
  - ②利用申込書(園によって様式が異なります。)
- ※①、②は、各認定こども園にあります。

**提出先** 利用を希望する認定こども園

**受付期間** **公立園** 10月8日(火)～11日(金) 9時～15時  
**私立園** 10月1日(火)～11日(金) 各園開所時間

※入所希望者が定員を超える場合は、希望されている認定こども園、保育所に入所できないことがあります。  
 ※障害がある、アレルギーがあるなど個別に対応が必要と思われるお子さんについては、その旨を利用申込書に詳しくご記入ください。

**個人番号(マイナンバー)記入のお願い**

子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届に個人番号の記入が必要です。また、提出時に本人確認を行いますので、児童を扶養している保護者全員のマイナンバーカード、または個人番号通知カードと本人確認書類を必ず持参してください。

**市外施設の利用について**

市外の施設について、新たに利用を希望する場合や継続して利用を希望する場合も、手続きが必要になります。手続き方法等の詳細は、こども教育課にお問い合わせください。

施設名	所在地	1号認定		2号、3号認定	
		定員	受付期間等	定員	受付期間等
泉こども園	西垂水	10	<b>受付期間</b> 10月1日(火)～11日(金) <b>受付時間</b> 各園開所時間	70	<b>受付期間</b> 10月21日(月)～11月5日(火)
正覚坊こども園	上田	15		80	
東古瀬こども園	東古瀬	15		60	
三草こども園	上三草	6		89	
たきの愛児園	上滝野	15		90	
加茂こども園	北野	15		85	
河高こども園	河高	10		70	
高岡育児園	高岡	15		60	
東条こども園	掬鹿谷	15		85	
加東みらいこども園	山国	55		<b>受付期間</b> 10月8日(火)～11日(金) <b>受付時間</b> 9時～15時	
米田こども園	上久米	3		57	

施設名	所在地	2号・3号認定		受付場所
		定員	受付期間等	
椿山保育園	山国	80	<b>受付期間</b> 10月21日(月)～11月5日(火)	<b>1号認定</b> 利用を希望する認定こども園 <b>2、3号認定</b> こども教育課 ※2、3号認定のお子さんについて、入所中の施設に書類を提出することができます。入所中の施設に提出する場合は、10月31日(木)までに書類を持参してください。
秋津保育園	秋津	45		
さくら保育園	岡本	60		
鴨川保育園	平木	20		

※受付期間終了後も利用児童の入所申込みを受け付けますが、受付期間中の申込みを優先して利用者を調整します。